こんな**サイン**は

か

# 高齢介護だより



サインです。

忘 て Ħ う LI

つも

症も他の病気と同様に早

組に 転な

きる薬があり、 仃をある程度遅らせることがで また、認知症 ・認知症相談医(オレ県内の医療機関には、 果的と言われて -型認知 改善す 0) 中で最も多 「もの忘 知ず。早

北村産婦人科	<b>☎</b> 56-1013	,
さとう循環器消化器科	☎57-5311	かしえほ形札目
鈴木内科	<b>☎</b> 55-3030	
寺田内科	☎55-5100	技术
近森医院	☎54-2235	Î
西山内科	<b>☎</b> 56-3800	
疋田内科	<b>☎</b> 56-2002	
藤川クリニック	☎56-2211	
夜須診療所	☎54-2250	

がいる医療機関市内の「もの忘れ・認知症相談



かして認知症

症が疑わ

るサ 療 機

関を受

医

このステッカーが貼られ てある医療機関には「もの 忘れ・認知症相談医(オレ ンジドクター)」がいます。

誰にでも起こりうる病気 認知症、またその予備

間で1

方不明となった人が、昨年1年認知症による徘徊などで行 と目を離した際に出て行って 万人を超えたことが警 事取 かりました 故り を防い組み で

)知症を地域で見守

# 香南市メール配信サービスを利用した

## 認知症高齢者の徘徊捜索を始めます

香南市では、認知症の高齢者が行方不明になったとき、ご家族か らの依頼により市のメール配信システムに登録している市民の方や 関係機関等へ「徘徊・行方不明者情報」を配信し、より多くの人に 捜索協力していただく事業を開始します。

ぜひ香南市メール配信システムにご登録いただき、捜索にご協力 いただきますようお願いします。(徘徊・行方不明者情報については 防災情報の登録者に配信します)

▼香南市メール配信サービスは事前登録が必要です。下記のアドレ スから事前に登録をお願いします。

https://kochi-konan.mail-dpt.jp



### 【香南市メール配信サービス】

J-ALERTによる台風・大雨 時の警報、震度情報、防災対策 課からの避難情報、また教育委 員会からの不審者情報など市に 関係する防災防犯情報を、登録 された携帯電話やパソコンにメ ールで配信するサービスです。

すでに登録されている方は手 続き不要です。

### 今月のチェックポイント

慢性的な肩こりや筋肉 疲労などの施術には、 国保は使えません!

# 国保を使って接骨院 などで治療する時は ご注意を!

接骨院や整骨院など柔道整復にかかるときは、国民健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

## 国民健康保険が使える場合

- ①日常生活やスポーツなどによるねんざ・打撲・ 挫傷(肉ばなれなど)
- ②応急処置で行う骨折・脱臼
- ③医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術

### 国民健康保険が使えない場合 (全額自己負担です)

- ①慢性的な肩こりや筋肉疲労など
- ②病院などで同じ負傷を治療中のもの
- ③内科的原因による病気(神経痛・リウマチ・関節炎・ ヘルニアなどからくる痛み)
- ④脳疾患後遺症などの慢性病のリハビリ など

### 治療をうけるときの注意

### ▶負傷原因を正確に伝えましょう!

国保の給付に必要ですので「いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか」を正確に伝えてください。

- ▶施術が長期間にわたる場合は、医師の診断を受けましょう!
  - 症状の改善が見られない場合は、内科的要因も考えられます。一度、医師の診断を!
- ▶療養費支給申請書には、必ず自署または捺印をしましょう! 柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときは、
- 療養費支給申請書に、原則患者の自筆による記入または捺印が必要となります。
- ▶領収書は必ず保管し、医療費通知で金額と日数の確認をしましょう! 領収書は医療費控除を受ける際にも必要となります。大切に保管しておきましょう!

### ご協力をお願いします

わせすることがあります。

国民健康保険では、医療費の適正な給付に努めています。 そのため、接骨院や整骨院、あんま・マッサージ、はり・きゅうにかかった方に、 保険者から文書や電話等で、負傷原因、施術年月日、施術内容などをお問い合



### 国保税のお知らせ(軽減制度)

税務収納課 ☎57-8504

平成22年4月から企業の倒産や解雇、雇い止めなどの 理由で失業された人(非自発的失業者)は申請により国保 税が軽減されます。

- ■対象…離職日に65歳未満であって、
- ①雇用保険の特定受給資格者(例/倒産・解雇などによ る離職)
- ②雇用保険の特定理由離職者(例/雇い止めなどによる 離職)として失業等給付を受ける人。
- ■軽減額…前年の給与所得を100分の30とみなし算出。
- ■軽減期間…離職の翌日から翌年度末まで(最長2年) ※雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります

※国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象とな りますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退す ると終了します

※再度離職などにより国保に加入した時点で軽減期間 が経過してない場合は、再申請で残りの対象期間中、軽 減を受けることできる場合があります

■申請方法…雇用保険受給資格者証(ハローワークにて 交付)と印鑑を持参し、税務収納課へ申請してください。

### 納付は便利な口座振替をご利用ください

香南市内の金融機関で直接お申込みください。 |※預金通帳・口座届出印が必要です

2014.12 25